

## 看護師の特定行為研修制度に関連した活動方針

医療現場における看護師の業務拡大を目的とした「特定行為に係る看護師の研修制度」（以下、特定行為研修制度）が平成 27 年 10 月より施行された。一般社団法人日本褥瘡学会（以下、学会）は、この特定行為研修制度に関連した活動とその意義について以下のとおり明示する。

### 特定行為研修制度に関連した学会の活動

1. 特定行為研修（創傷管理関連）を受けた看護師の活動の把握とその推進
  - 1) 学会入会の促進
  - 2) 学術集会や地方会での up-to-date な情報の提供
  - 3) 実践活動の発表の場の提供
  - 4) 研究活動の支援
2. 特定行為とならなかった「外用剤や創傷被覆材の選択」に関する学会認定師を対象とした教育の推進

#### 1. に関して

現在、「創傷管理関連」の区分研修を受けている看護師（皮膚・排泄ケア認定看護師など）の多くは学会に所属している。したがって、特定行為に関わる啓発・推進活動、実践される特定行為の安全の担保や創傷ケアに与える成果、などを学会は今後明確にしていく必要がある。また、本制度の普及とともに、学会に所属しない看護師が特定行為を実施していく機会が今後増えることも予測できる。学会としては、創傷に関連する特定行為に係る研修を受けた看護師の多くが学会に入会することを促進する。

#### 2. に関して

適切な研修を受けた学会認定師が外用剤や創傷被覆材の選択を担当医師に提案できるような教育を強化することで、褥瘡医療への貢献を目指す。